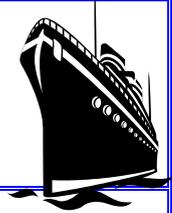


MSI Marine News

トピックス

●海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご閲覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)



2015年6月8日より海事債権についての責任限度額が大幅に引き上げられます

「1996年の海事債権についての責任の制限に関する条約」（以下「96LLMC」という）の責任限度額について、現行限度額が1.51倍に引き上げられる条約改正発効が2015年6月8日と迫ってきております。本記事はIMO（国際海事機関）において限度額引上げ決定がなされた2012年5月30日付MSI Marine Newsでお知らせしたものと同一ですが、条約発効が迫ってきましたので改めてお知らせします。

1. 経緯

96LLMCでは、船舶の事故により船舶所有者等に生じる債権について、船舶の国際総トン数に応じた責任限度額が定められています。

この責任限度額については、過去に船舶海難による燃料油油濁で大きな被害を受けたオーストラリアの提案により議論され、2012年4月のIMO法律委員会において現行の限度額の1.51倍に引き上げる内容の条約改正が行われることが採択され、2015年6月8日より発効することが決まりました。

具体的な引き上げ内容は下表のとおりです。

2. 影響

96LLMCに基づく国内法である「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」（昭和50年12月27日法律第94号、以下「責任制限法」という）も同様の内容に改正される見込みです。

また、「船舶油濁損害賠償保障法」（昭和50年12月27日法律第95号）39条の5第3項において義務付けられている保険契約の最低保険金額は、一般船舶（注1）に関しては「責任制限法」に連動していますので、この最低保険金額も下表のとおり引き上げられます。

（注1）旅客又はばら積みの油以外の貨物その他の物品の海上輸送のための船舶類（ろかい又は主としてろかいをもって運転するものを除く）

今回の責任限度額の引き上げの対象となるのは96LLMCの批准国において責任制限手続を行う場合のみとなります。よって76LLMC批准国、いずれのLLMCも批准していない国に関しては責任限度額が異なりますのでご注意ください。（96LLMCの批准国等については、IMOのHP（下記）にてご確認ください。）

3. 新旧の責任限度額の比較は以下の通りです。

（1）物的損害のみの場合

国際総トン数	責任限度額	
	1996年議定書（現行）	今回の改定 （2015年6月8日発効予定）
2,000トン以下	1,000,000 SDR（注2）	1,510,000 SDR
2,000トン超 30,000トン以下	1,000,000 SDR + 400 SDR × (トン数 - 2,000)	1,510,000 SDR + 604 SDR × (トン数 - 2,000)
30,000トン超 70,000トン以下	12,200,000 SDR + 300 SDR × (トン数 - 30,000)	18,422,000 SDR + 453 SDR × (トン数 - 30,000)
70,000トン超	24,200,000 SDR + 200 SDR × (トン数 - 70,000)	36,542,000 SDR + 302 SDR × (トン数 - 70,000)

(2) 人的損害のみ、または人的損害と物的損害の併存の場合

国際総トン数	責任限度額	
	1996年議定書（現行）	今回の改定 （2015年6月8日発効予定）
2,000トン以下	3,000,000 SDR	4,530,000 SDR
2,000トン超 30,000トン以下	3,000,000 SDR + 1,200 SDR × (トン数 - 2,000)	4,530,000 SDR + 1,812 SDR × (トン数 - 2,000)
30,000トン超 70,000トン以下	36,600,000 SDR + 900 SDR × (トン数 - 30,000)	55,266,000 SDR + 1,359 SDR × (トン数 - 30,000)
70,000トン超	72,600,000 SDR + 600 SDR × (トン数 - 70,000)	109,626,000 SDR + 906 SDR × (トン数 - 70,000)

(3) 具体的な責任限度額の試算

表中の上段の額は物的損害のみの場合、下段は人的損害のみまたは人的・物的損害の併存の場合です。また1SDR=¥168（2015年1月30日付）として計算してあります。

船種・トン数	1996年議定書（現行）	今回の改定 （2015年6月8日発効予定）
内航船(499G/T貨物船) 1,500国際総トン数相当	約¥168,000,000. 約¥504,000,000.	約¥253,700,000. 約¥761,100,000.
近海船 7,400国際総トン数	約¥530,900,000. 約¥1,592,700,000.	約¥801,700,000. 約¥2,404,900,000.
ハンディマックス型バルカー 32,000国際総トン数	約¥2,150,400,000. 約¥6,451,200,000.	約¥3,247,200,000. 約¥9,741,400,000.
ケープサイズバルカー 92,000国際総トン数	約¥4,804,800,000. 約¥14,414,400,000.	約¥7,255,300,000. 約¥21,765,800,000.

(注2) SDR（特別引出権：Special Drawing Rights）

IMFが加盟国の準備資産を補完する手段として設立した国際準備資産。SDRの価値は主要4大国・地域の国際通貨バスケットに基づいて決められ、自由利用可能通貨との交換が可能です。現在通貨バスケットは、ユーロ、日本円、スターリング・ポンド、米ドルから構成されています。

<参考文献一覧>

- ・国土交通省 HP <http://www.mlit.go.jp/>
- ・IMO（国際海事機関）HP <http://www.imo.org/>
- ・IMF（国際通貨基金）HP http://www.imf.org/external/np/fin/data/rms_sdrv.aspx

以上